



学校における食物アレルギーの対応について



対応決定までの流れ

福島県教育委員会



文部科学省初等中等食育局健康教育・食育課監修：学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

(令和元年度改訂)参照

<児童生徒の情報の把握> (ガイドラインp10～13参照)

学校は、小学校入学時、進級時、新規に発症または診断された時期及び転入時に、保健調査票や食物アレルギーに関する調査票等を保護者に配布し、提出を求め食物アレルギーに関する情報を把握します。

学校生活において管理・対応等、特別な配慮が必要な児童生徒がいた場合は公益財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による「学校生活管理指導表」(食物アレルギー・アナフィラキシー用)及びそれに準ずる書類の提出を保護者に求めます。

保護者からの申し出のみによる場合は、アレルギーかどうかの根拠が曖昧であったり、症状の強さが把握できない場合もあるため、学校においては、医師の正しい診断と指導に基づいて対応を検討することが必要となります。

<保護者との個別面談の実施> (ガイドラインp14～15)

特別な配慮を必要とする児童生徒がいた場合は、保護者との個別面談を実施します。該当の児童生徒の食物アレルギーに対する具体的な情報や保護者の希望を把握するとともに、学校側の状況についても保護者に伝え、適切な対応を検討していくための基礎資料を作成します。

また、個別面談は最終的な対応方針について保護者の理解が得られるよう信頼関係を築く場としても重要です。

<アレルギー疾患に対する取組プラン(案)の作成と検討会> (ガイドラインp14～15)

校長等管理職の指導のもと、特別な配慮が必要な児童生徒ごとに、関係教職員で学校の実状に応じた実現可能な「取組プラン」(案)を作成し、決定した個々の児童生徒の「取組プラン」について教職員が内容を理解するようにします。「取組プラン」の検討に際しては主治医、専門医、学校医と連携を図り、正しい診断と指導に基づいて、学校の実状に応じた最良の対応ができるようお願いします。

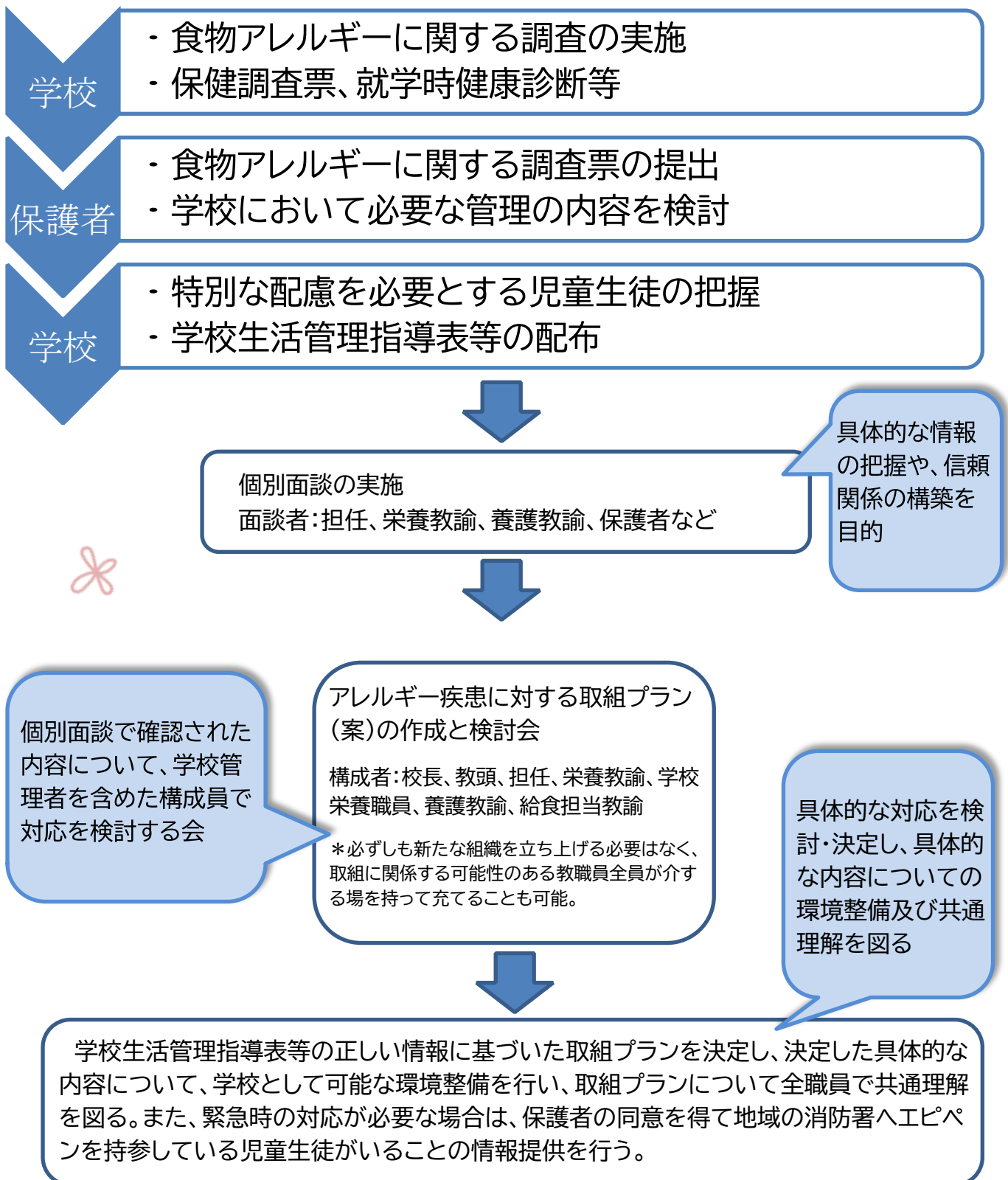
決定した内容を踏まえ、全職員が当該児童生徒の状況や食物アレルギーに関して正しい知識を持ち、学校給食における対応や、緊急時の対応について日頃から共通理解を図っておくことが大切です。



福島県教育庁健康教育課



2025年9月



対応のポイント

福島県教育委員会



- 各疾患の特徴をよく知ること。
- 個々の児童生徒における症状等の特徴を把握すること。
- 症状が急速に変化することを理解し、緊急時の対応への準備を行うこと。
- 学校管理指導表等の正しい情報に基づいて、学校全体で取り組むこと。
- 正しい知識を身につけ共通認識のもと、十分な情報共有を図ること。

(学校・保護者・学校医・主治医の連携が重要)

別添資料

福島県教育委員会



■ 緊急時の対応【例】様式4

(福島県で平成25年度9月に実施した食物アレルギーアナフィラキシー対応研修会で講師の獨協医科大学吉原重美先生から提供いただいた資料)



福島県教育庁健康教育課



2025年9月

<学校でのアレルギー対応についての情報>

■ 文部科学省ホームページ

アレルギー疾患対策に関する通知文やアレルギー疾患に関する調査報告書等が載っています。

■ 学校保健ポータルサイト日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の閲覧・購入、「アレルギー疾患生活管理指導表」のダウンロードが可能です。Q&A も UP されています。

■ 日本小児アレルギー学会

「一般向けエピペンの適応」のダウンロード可能です。

■ NPO法人アレルギーを考える母の会アレルギー疾患を持っている人、子ども、保護者、学校など周囲の関係者や支援者に対して啓発活動や情報提供などを行っています。

<参考文献>

◇ 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課監修

「学校におけるアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」令和元年度改訂

財団法人 日本学校保健会

◇ よくわかる食物アレルギーの基礎知識 2014年 独立行政法人 環境再生保全機構

◇ 食物アレルギー対応ガイドブック 東京都福祉保健局 2014

◇ 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

東京都健康安全研究センター 企画調整部健康危機管理情報課

◇ 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル 栃木県教育委員会

◇ 学校給食における食物アレルギーの対応の手引 愛知県教育委員会 2016



福島県教育庁健康教育課



2025年9月